

登録文化財の制度について

従来の文化財指定制度(国の指定)を補完する新しい保護手法として、平成8年(1996)10月の文化財保護法改正により導入された文化財保護制度。

登録の対象となるものは、建築後50年を経過した建造物で、かつ次のいずれかの基準に該当するものである。

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

また、建造物とは住宅・工場・社寺・事務所等の建築物、橋梁・ダム・トンネル・堤防・水門等の土木構造物や煙突・塀などの工作物が該当する。

登録有形文化財建造物の登録状況

1 愛知県について

登録有形文化財建造物件数は、今回の答申数4件を加えて、官報告示を経て、539件となる予定である。

2 全国について

登録有形文化財建造物件数は、今回の答申数196件を加えて、官報告示を経て、12,881件となる予定である。

| 区 分 | | 新 規 登 録 | 累 計 |
|-------|-------|---------|---------|
| 登 録 数 | 愛 知 県 | 4件 | 539件 |
| | 全 国 | 196件 | 12,881件 |